

著作物使用料規程

1 著作物使用料規程の目的

この規程は、有限会社コーベット・フォトエージェンシー（以下、「当社」と称す。）が管理する著作物に関し、利用者との間で締結する利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とする。

2 著作物使用料に関する事項

第1節 総則

1. 社が管理する著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。尚、消費税は別途とする。

(1) 写真の著作物

- 1) 複製
- 2) 上映
- 3) 公衆送信
- 4) 展示
- 5) その他

(2) 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

- 1) 出版等
- 2) 放送
- 3) 翻訳
- 4) 翻案
- 5) その他

(3) 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

- 1) 複製
- 2) 上映
- 3) 公衆送信
- 4) 展示
- 5) その他

(4) 地図、図面、図表、模型、その他の図形の著作物

- 1) 複製
- 2) 上映
- 3) 公衆送信
- 4) その他

第2節 写真の著作物

1. 複製

著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡する場合の使用料は下記のとおりとする。

利用方法使用料

ポスター	100000円
カレンダー一枚物	100000円
枚数物	70000円
卓上・ダイアリー	50000円
パッケージ	50000円
パンフレット・DM,PR誌カタログ・機関紙・チラシ表1	50000円
表1以外	35000円
POP・看板・パネル長辺1m以上	50000円
長辺1m未満	35000円
新聞広告5段以上	50000円
5段未満	35000円

CDジャケット・ポストカード

プリペイドカード表1	50000円
------------	--------

表1以外	35000円
雑誌広告・書籍広告	40000円
プレゼンテーション	5000円
書籍表1	50000円～35000円
表4	40000円～30000円
見開き	40000円～30000円
1ページ1/2以上	30000円～20000円
1ページ1/2未満	30000円～15000円

映画・市販ビデオ映画・市販ビデオの売上収入の15%を限度として、
 利用目的、利用形態などの事情を考慮して利用者と別途協議の上、使用料の額を定めるものとする。
 同一利用の場合の再使用料は2回目 上記料金の70%
 3回目 // 60%
 4回目以降 // 50% とする。
 尚、使用料は1社、1種、1号、1版、1誌の国内使用料となっている。

2. 上映
 著作物を公衆に上映して利用する場合の使用料は、配給収入の20%以内で利用者と協議の上定めるものとする。
3. 公衆送信
 著作物を放送に利用する場合の使用料は下記のとおりとする。
 利用方法使用料
 TV番組1クール 150000円～50000円
4. 展示
 著作物を展示して利用する場合の使用料は下記のとおりとする。
 利用方法使用料
 ギャラリー等での展示1展示期間当り 50000円～20000円
5. その他
 1～4に規定する方法以外の方法により著作物を利用する場合の使用料は、利用目的、利用形態、その他の事情を考慮し利用者と協議の上、使用料の額を定めるものとする。

【上記写真の使用料表の用語説明】

(表) 書籍等の各ページ、表1は表紙、表4は裏表紙(段)新聞の記事掲載の場所、1段は縦書き約12文字程度が多い(クール)番組枠の期間、一般的に1クールは3か月程度(社)1つの会社、(種)1つの種類、(号)書名が同じでシリーズになっているもの(版)デザインや表現が変化したもの(誌)タイプが変化した書籍等、たとえば関東地方版、関西地方版など

第3節 小説、脚本、講演、その他の言語の著作物

1. 複製(小説、脚本、講演等の出版)
 著作物を複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は下記のとおりとする。
 - (1) 初版第一版の印刷部数ごとに、定価の10%
 - (2) 改訂版第一版の印刷部数ごとに、定価の10%
 - (3) 出版の最低保証は利用者と利用目的、利用形態などの事情を考慮して利用者と協議の上、使用料の額を定めるものとする。
2. 放送
 1. テレビジョン放送
 - (1) 日本放送協会の使用料(1件1回)
 利用方法(30分番組)使用料
 全国中継でのネット放送 245000円～97000円
 上記以外の各放送局の放送上記の額を減額して定める

- (2) 一般放送事業者の使用料（1件1回）
利用方法（30分番組）使用料
全国中継でのネット放送 245000円～97000円
6ヶ月以内の各中継ネット放送 245000円～97000円
10日以内の全国中継でのネット再放送上記金額の30%
上記以外の各放送各放送事業者の電波料金最高額を基準にして、上記の額を減額して定める

- (3) 放送大学学園の使用料（1件1回）
利用方法（30分番組）使用料
放送大学学園の行う放送 100000円

II. ラジオ放送

- (1) 日本放送協会の使用料（1件1回）
利用方法（30分番組）使用料
全国中継でのネット放送 123000円～41000円
上記以外の各放送局の放送上記の額を減額して定める

- (2) 一般放送事業者の使用料（1件1回）
利用方法（30分番組）使用料
全国中継でのネット放送 95000円～40000円
6ヶ月以内の各中継ネット放送 245000円～97000円
10日以内の全国中継でのネット再放送上記金額の30%
上記以外の各放送各放送事業者の出力等を考慮して、上記の額を減額して定める

- (3) 放送大学学園の使用料（1件1回）
利用方法（30分番組）使用料
放送大学学園の行う放送 70000円

III. 放送の特例

- (1) 次に掲げる場合には、著作物の性質、使用の目的その他の具体的な事情に応じて、使用者と協議の上、本規程に定める使用料の額を上限として本規程と異なる使用料の額を定めることができる。
 - 1) 連続放送番組、学校教育放送番組において使用する場合
 - 2) 詩、短歌、俳句等の小品を原作のまま使用する場合
 - 3) 既存の著作物を翻訳、翻案した二次的著作物を使用する場合
 - 4) 朗読等の形式により原作品をそのまま使用する場合
 - 5) 以上のほか、特別の事情により本規程によりがたい場合
- (2) 30分をこえる番組または30分に満たない番組の使用料は、その使用する時間につき5分を単位として本規程から算出するものとし、5分未満の時間は、5分に切り上げて計算するものとする。
- (3) 本規程は、映画（放送事業者が放送のための技術的手段として製作した固定物を除く。）により著作物を放送する場合については、適用しない。
 - 3. 翻訳
 - 4. 翻案
著作物を映画化して劇場で上映し又はテレビで放送する場合および翻訳する場合の使用料の額は、委託者が定めるものとする。
 - 5. その他
1～4に規定する方法以外の方法により著作物を利用する場合の使用料は、利用目的、利用形態、その他の事情を考慮し使用者と協議の上、使用料の額を定めるものとする。

第4節 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

- 1) 複製
- 2) 上映
- 3) 公衆送信
- 4) 展示

5) その他

上記の著作物を利用する場合の使用料の額は、第2節「写真の著作物」に定める額を上限として、著作物の性質、利用の目的、利用形態その他の事情に応じて、使用者と協議のうえ定めるものとする。

第5節 地図、図面、図表、模型、その他の図形の著作物

- 1)複製
- 2)上映
- 3)公衆放送
- 4)その他

上記の著作物を利用する場合の使用料の額は、第2節「写真の著作物」に定める額を上限として、著作物の性質、利用の目的、利用形態その他の事情に応じて、使用者と協議のうえ定めるものとする。

3 使用料支払及び著作物使用報告に関する事項

第1節

著作物使用料の支払い場所は、当社の本店事務所とする。但し、契約に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第2節

利用者は、当社がその管理の委託又は委任を受けた著作物を使用したときは、遅滞なく当該著作物の使用報告書を当社に送付しなければならない。

附則 使用料規程の実施の日

1. この使用料は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日から実施する。